## 徳島森林づくり推進機構 森林管理受託事業公募型プロポーザル実施要項

### 1. 事業の目的

徳島県の成熟した森林資源を有効利用するため、県のプロジェクトの目標である 県産材の増産を推進するとともに、伐採から造林・保育の森林サイクルを確立する ため、徳島県西部地域では、県・市町・機構・森林組合等で構成された「にし阿波 循環型林業支援機構」を組織し、森林所有者の造林の負担軽減を図りながら、県西 部の再造林の推進に取り組んでいる。

徳島森林づくり推進機構は、この「にし阿波循環型林業支援機構」の一員として、 当機構が経営する漆川地区の受託管理森林において、地域の資源循環や森林環境の 保全に資するため、伐採跡地の再造林に早期に取り組む必要がある。

またこの事業を通して、造林の担い手の育成や造林技術の継承を行うとともに、 事業者が創意あふれる技術提案により事業を行うことで、意欲ある林業事業体の育成に繋がるとともに、事業区域の計画的な再造林を推進することを目的とする。

### 2. 事業名、事業箇所、事業内容、事業期間

事業名	令和元年度森林管理受託事業(第1回公募型プロポーザル)	
事業箇所	漆川山	
	三好市池田町漆川コクドウチ 4503-13 外 12	
	他2箇所	
事業内容	新植・動物被害防除 スギ 45,000 本 面積 30ha	
	• 対象事業経費	
	1 造林(地拵,運搬,植付,食害防除)	
	2 動物被害防除(資材等)	
	3 上記に附帯する経費	
事業期間	令和元年 10月 29日から令和2年3月まで(事業可能期間)	

### 3. プロポーザル方式の採用の具体的な理由

当機構のプロポーザル方式による契約手続実施要領第2条第1項に規定する専門的な知識、特殊な技術等を必要とする契約で、対象事業に対する発想、課題解決方法、取組み体制等に関する提案を審査し、機構にとって最も適切な事業者を選定

### する方法必要があるため

- 4. 事業の全体スケジュール及び受注者決定までの事務手順 別紙 プロポーザル方式の実施手順による。
- 5. プロポーザル方式の種別(指名型又は公募型の別)

0	公募型プロポーザル方式
	指名型プロポーザル方式

6. 参加業者の公募条件、応募期間、応募方法及び業者選定基準

公募 │次に掲げる要件を全て満たす者とします。

### 条件

- (1)提案事項を的確に遂行できる能力を有する者
- (2) 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しない者
  - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
  - イ 地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により徳島県又は 他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の 日から起算して2年を経過しない者
  - ウ 徳島県建設業者指名停止措置要綱(平成 14 年 4 月 18 日 建設第 73 号)及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置 要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者
  - エ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を いう。以下同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成 員を含む。)若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5 年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統 制下にある団体
  - オ 会社更生法(昭和 14 年法律第 154 条)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可が決定、又は再生計画の認可の決定が確定している者については、当該申立がなされていない者とみなす。
  - カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22

	年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1項に違反す
	るとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から
	2年を経過しない者
	キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない
	者
	ク 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうちに、次のいずれ
	かに該当する者がいる団体
	a 成年被後見人又は被保佐人
	b 破産者で復権を得ない者
	c 禁錮以上の刑に処せられ,その刑の執行を終わり,又は
	その刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経
	過しない者
	ケ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公
応募期間	令和元年 10月7日(月)から
	令和元年 10月 21日 (月)まで
応募方法	(1) 次の書類を提出してください。
	• 参加表明書(様式第 1 号)
	• 応募者概要(様式第2号)
	(2)提出期限 令和元年10月21日(月)午後5時まで
	(3)提出先及び問い合わせ先
	〒771-0134 徳島県徳島市川内町平石住吉 209 番地5
	公益社団法人徳島森林づくり推進機構
	電話:088-679-4103 ファクシミリ:088-679-4104
参加資格	令和元年 10月 23日予定
審査日	
参加業者	次の要件を備えた方を選定します。
の	① 事業の実行に豊富な経験と能力を有するもの
選定基準	② 社会的、経済的信用が確実と思われるもので、かつ事業地や
	素材生産の事情に精通しているもの

# 7. 説明会の開催(公募型)

説明会	令和元年 10月 23日(水) 13:30~
日時及び場所	(公社)徳島森林づくり推進機構 事務所を予定

その他	令和元年 10月 24日~10月 29日の間において、日時
現地説明	応談の上、説明を行う。

8. 提案書作成要領(提案内容、提案書の様式及び部数、提出方法、提出期限、記入上の注意、提案依頼についての質疑応答等)

提案内容	(1) 造林方式の提案及び、用いる技術技能について
	(2) 動物被害防除の作業技術の提案及び、資材について
	(3) 事業コストについて
	(4) 環境保全の取組事項、人材育成の取組事項について
	(5) その他特記事項について
提案書の様式及び	(1) 次の書類を提出してください。
部数	ア 企画提案書(様式第3号) 1部
	イ 事業計画書(様式第4号) 1部
	ウ 見積書(任意様式 ただし、明細の無いものは不可) 1部
	エ 直近2期分の決算書又は税務申告書類 1部
	(設立1年未満等で決算書がない場合は、事業計画書及び予算書)
	(2) 必要がある場合は、提案書の他に追加資料の提出を
	求めることがあります。
提出方法	直接持参又は郵送で提出してください。
	提出先及び問い合わせ先
	〒771-0134 徳島県徳島市川内町平石住吉 209 番地5
	公益社団法人徳島森林づくり推進機構
	電話:088-679-4103 ファクシミリ:088-679-4104
提出期限	令和元年 10月 29日(火)午後 5 時まで
記入上の注意	(1) 使用する言語、通貨及び単位は日本語、日本国通
	貨、日本の標準時及び計量法(平成4年律第51号)
	に定める計量単位としてください。
	(2) 提出された企画提案書,その他書類は,原則返却
	できません。
	(3) 虚偽の記載を行った場合は,当該企画提案書を無
	効とします。
	(4) 提案後、契約手続きを完了するまでは、当法人と
	の契約関係が生じるものではありません。

提案依頼について
の質疑応答

平日の午前8時30分から午後5時までに、(公社)徳 島森林づくり推進機構の当事業担当者にお問い合わせ下 さい。

### 9. 審査方法及び審査基準(審査項目、審査スケジュール、審査結果の通知等)

審查項目	次の項目により審査し評価します。なお評価基準
	の配点等に関する質問は受け付ません。
	(1) 造林方式について
	(2) 動物被害防除の作業技術の提案及び、資材に
	ついて
	(3) 技術的な先進性や重要性について
	(4) 事業コストについて
	(5) 環境配慮の考え方と実践について
	(6) 再造林体制の構築に係る人材育成の実績
審査スケジュール	プレゼンテーション(提案書を説明頂きます。)
	令和元年 10月 30日予定
	審查委員会
	令和元年 10月 30日予定
審査結果の通知	令和元年 10月 31 日を予定しています。

### 10. 提案書の公開又は非公開の別

	この事業の提案書は公開する
0	この事業の提案書は非公開とする

### 11. 提案に係る費用の負担に関する事項

本事業の提案を行うために各個に発生する費用について、当機構は負担しないものとする。

## 12. その他必要な事項

本事業の提案参加者は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、提案事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行い、知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないものとする。